

「令和５年度税制改正を解説する」

－税制改正大綱から読み解く－

税理士 山田 清一 氏

令和５年３月２０日

ホテルモントレ大阪にて

【概要】

1. 所得税に関する改正

◆NISA の抜本的拡充と同制度の恒久化

- 現行の「つみたて NISA」、「一般 NISA」、「ジュニア NISA」が、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」に改変され、この制度が恒久化されることになった。
- 「ジュニア NISA」は今年末までで終了予定。
- 年間投資上限額は「つみたて投資枠」120 万円、「成長投資枠」240 万円。
- 生涯非課税限度額は両方合わせて 1,800 万円。ただし「成長投資枠」では 1,200 万円まで。

ただし満額になっても、一部を売った場合は、その空いた分の枠は利用できる。

- 投資対象商品は「つみたて投資枠」ではリスクの低いもの。「成長投資枠」では基本どんなもの
にでも投資できるが、ハイリスク・ハイリターン商品などの一部のものは除かれる。
- 制度利用対象者は 18 歳以上。

◆所得が極めて高い人に対する所得税負担の適正化

- 所得税は株式譲渡益等については超過累進課税が適用されず、他の所得と分離して約 20%の
一定率で課税されるため、所得が 1 億円を超えてくるような人は、その割合が大きくなる傾向
が強く、結果として税負担が低くなる現象が見られる。
- 改正により所得が 30 億円をこえる超高所得者は課税強化される。

◆空き家に係る譲渡所得の 3000 万円控除特例が拡充

- 相続等により取得した被相続人の居住用家屋及びその敷地を取得した場合、現行耐震基準等の
一定の要件を満たせば、1 人当たり 3,000 万円の控除が受けられる。
- 改正で、その一定要件の中に、買主が取り壊すことでも OK となった。
- 家屋土地を取得した相続人が 3 人以上の場合、各人の控除額は 2,000 万円に減額。

2.相続、贈与に関する改正

◆相続時精算課税制度の見直し

- この制度利用者にも年間 110 万円の控除が認められることになった。
- この制度を利用し取得した土地建物が火災等の一定の被害を受けた場合、その被害額に相当す
る額が控除される。

◆暦年課税における相続前贈与期間の加算見直し

- 従来は死亡前 3 年以内の贈与額は相続財産に持ち戻して相続税の計算をしていたが、この加算
期間が今後 7 年に延長される。

3.消費税～インボイス制度につき改正～

- 小規模事業者に対する納税額の負担軽減＝3 年間は売り上げの 20%を消費税の納付額として
よい。
- 中小事業者等に対する事務負担の負担軽減＝1 万円未満の取引にインボイスは不要とした。
- 少額な返還インボイスの交付義務の見直し＝1 万円未満の取引に関して、振込手数料等の値引
き等に関して返還インボイスは不要とした。

4.マンション等の相続評価について

- 銀行借入れによるマンション等を使った相続税額軽減対策に国税が更正処分を行ったことに関する訴訟につき、最高裁は国税の言い分を認めた。このことを受けて税制改正大綱にも言及があったことにより、今現在これに関する議論が進められている。新たな評価方法が今後出てくる可能性がある。

【本文】

1. はじめに～令和 5 年度税制改正の基本的な考え方～

はじめに令和 5 年度税制改正の流れについて見ていきます。毎年ほぼ同じ時期ですが、昨年 12 月 16 日に与党が税制改正大綱を発表。その 1 週間後にその税制改正大綱が閣議決定、その後、大綱に従って法案が作成され、今年の 2 月 3 日に閣議決定、その後衆議院に送られ 2 月 28 日可決しました。今、参議院で審議中です。3 月中に成立して、4 月 1 日以降から施行という流れになっています。

この税制改正大綱は 130 ページに及ぶ分厚い資料になっています。その中身は「基本的な考え方」という今回の税制改正を決めるにあたった背景、考え方、方向性といったことがまず記載されていて、その後に具体的に来年からこのように改正しますという流れになっています。最後に「今後の検討事項」という内容で締めくくられています。

この大綱の中の「基本的な考え方について」を見ますと、改正内容がより分かりやすくなりますので、その部分をまず少しご紹介させていただきます。

「10 年前、自民党・公明党は、政権与党の座を取り戻した。爾来、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略（アベノミクス）を一体的に進めることにより、もはやデフレではない（日銀の黒田さんがよく使われたフレーズ）という状況を創り出した。しかし、四半世紀に及ぶデフレ構造は、わが国全体に閉塞感をもたらし、平均賃金や GDP の伸びは主要先進国を大きく下回っているのも事実である。さらに、足元では、新型コロナウイルス感染症、そして、原材料価格の上昇や円安の影響による物価高騰に国民は苦しんでいる」と、現状の問題意識について書かれています。

引き続いて、「一方で、日本社会に希望は多く眠っている。2,000 兆円に及ぶ個人金融資産、500 兆円に及ぶ企業の内部留保、コロナ前には世界中から 3,000 万人を越える旅行客を呼び込んだ全国津々浦々の地域の資源など、まだ力を発揮し切っていない資金や資産、そしてこれを振り向ける人材が豊富に存在するからである。このままではわが国が世界経済の中で埋没していつてしまうという危機感も背景に、現在、直面している難局を契機として、こうした資金や資産に光を当て、変化に立ち向かうための新たなモメンタム（勢い、推進）を創り出す覚悟を決めなければならない」と述べています。

このような現在の状況を踏まえて、ではどうしていけばいいのか、税制面ではどのような手当がなされるのかというと、これまで不十分だった分野に大胆に資金を巡らせるとしています。家計の金融資産が 2,000 兆円、500 兆円の企業の内部留保があると大綱の中に出ていましたが、それらを元に個人や企業、地域に眠るポテンシャルを引き出していこう、それを税制面でもバックアップしていこうという考えが、今回の税制改正であるということです。

具体的には、これは岸田政権の看板政策でもあります。家計の資産を貯蓄から投資へ回すこ

とによって、資産所得倍増の実現を図ることで、その1つが今回の税制改正においては「NISAの抜本的拡充、恒久化」につながっていくわけです。

2つ目は「公平で中立的な税制の実現へ」ということです。これは超高所得者に対する負担適正化ということです。後ほどご紹介しますが、ニュースや雑誌で取り上げられている1億円の壁というものです。

3つ目が、「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」ということで、資産課税の見直しです。これが今回の目玉政策の一つで、贈与税の改正ということになります。

その他にもスタートアップ企業を全面的にバックアップする税制とか、いろいろありますが、今日は資産課税を主なテーマにと考えていますので、NISAが抜本的に拡充されたということなどの個人所得課税についても取り上げますが、資産課税の分野では贈与税の改正が大きなテーマかと思いますので、この辺りをピックアップしてお話しさせていただきます。

2. 個人所得課税

①NISA

個人に関係する税制改正の1つ目は「NISAの抜本的拡充・恒久化」です。

現状、株式や投資信託を買いだめした時は証券会社に行きます。そうすると「どの口座で開設されますか」という話があって、以前までなら特定口座か一般口座かのどちらかで、多くの方は特定口座を選ばれます。

では特定口座と一般口座はどう違うかというと、一般口座を選択されると、日々の株式売買の数字、幾らで買って幾らで売ったか、そういったこと全てを買った方ご自身が計算しなければならないので大変手間がかかるのです。そういうこともあって一般口座はあまり使われていないのです。ですからほとんどの方は特定口座を使われています。

この特定口座では、証券会社が自動的に損益まで計算して、3か月に1回、取引残高報告書を届けてくれます。さらに言えば源泉徴収ありと源泉徴収なしの2つに分かれますが、ほとんどの方は源泉徴収ありの方を選んでいきます。

つまり株式の売買で得た利益には税金（所得税）がかかりますが、証券会社が計算して天引きをしてくれるのが源泉徴収ありの口座です。これを選択すると大量の取引があっても確定申告は原則しなくていいのです。同じ口座内であれば自動的に損益が計算される非常に便利な口座です。

源泉徴収なしであれば、もちろん利益を得た場合は原則申告が必要です。税金を払っていないので申告が必要となります。

3つ目は、約10年前にできたNISA口座です。この口座の特徴は何かといいますと、その口座内で運用されたものは全て非課税ということです。株式の売買益も非課税、分配金も非課税、株式の配当も非課税です。税金がかからないのです。

ただしデメリットもあって、損益通算はできません。ですから NISA 口座で運用した株式に大きな売却損が出た場合、その他の口座であれば他で利益が出ていれば確定申告によって損益通算をして税金を取り戻せますが、NISA 口座だけは損益通算できませんので、利益が出ても税金は払わなくてもいいが、その代わり損が出て、その損の埋め合わせはできません。

この NISA については毎年のように改正が入っています。導入された当初は 1 年間で株式の投資額 100 万円までは非課税で運用できることから始まったのですが、今は「つみたて NISA」、「一般 NISA」、「ジュニア NISA」の 3 口座から選べて、そのそれぞれの内容に基づいて株式運用が出来ることになりました。

通常の NISA 口座、それから最近できた「つみたて NISA」にもそれぞれ特徴があります。「つみたて NISA」の非課税保有期間は 20 年間です。かなりの長期間非課税で運用できます。ただ年間投資限度額は少なく 40 万円までです。ですから 40 万円の 20 年分の 800 万円までということになります。

最もよく使われているのが「一般 NISA」です。こちらは 5 年間の期間限定の非課税運用口座になっています。これが改正でもともと 100 万円だったものが 20 万円増えて、今は 120 万円の年間投資枠があります。その 5 年分ですので、非課税限度額としては 600 万円ということになります。

3 つ目の「ジュニア NISA」は利用が非常に少なく、今年の年末で口座開設できなくなります。これはお子さまの将来資金のための口座で、基本的には子供が成人になるまで引き出せないとなっています。年間 80 万円までで 5 年間ですからトータル 400 万円までが非課税です。

というように NISA には「つみたて NISA」と「一般 NISA」と「ジュニア NISA」が今はありますが、今回この NISA が抜本的に拡充されかつ恒久化されることになりました。

◎改正内容（資料 1）

ではどのように変わるのかといいますと、まずは「つみたて NISA」と「一般 NISA」はこれまで選択制で、「つみたて NISA」を選べば「一般 NISA」は使えない、選択できないことになっていたのです。それが、今回の改正で「つみたて NISA」に変わるものとして「つみたて投資枠」ができ、「一般 NISA」は「成長投資枠」に名前を変え、併用できるようになりました。例えば「つみたて投資枠」で 120 万円を運用し、「成長投資枠」で 240 万円を運用できます。非課税枠です。

「つみたて投資枠」による、投資商品はリスクが比較的低いものがその運用対象になります。もともと、できる限り長期で積立運用してもらいたいという考えから「つみたて NISA」ができましたので、それを引き継いでそういったリスクの低いものが「つみたて投資枠」になります。

もう一つの「成長投資枠」は、基本的には上場株式や投資信託などどんなものにも基本投資できるのですが、今回少し制限が入り安定的な資産形成につながる投資商品に絞ら込むという観点から、高レバレッジ投資信託などは対象から除外になります。ハイリスク・ハイリターンは NISA

では購入できないということです。

制度利用の対象年齢は18歳以上です。

また年間投資枠の上限は「つみたて投資枠」で120万です。もともとは40万円だったので3倍に拡大されます。「成長投資枠」は、「一般NISA」の2倍の240万円が上限になります。ですから大きく拡充されます。

さらに非課税保有期間もこれまでは5年あるいは20年だったのですが、今回無期限化されました。つまり今後はいつまでもこの金額が投資に使えるということです。

ただし生涯非課税限度額というものがあって、生涯で投資できる金額の上限が1,800万円と定められました。ということは毎年360万円ずつ投資すれば、5年で一杯になってしまいます。それ以上の投資はできません。

しかしながらここにも特徴があって、たとえ満額の1,800万円に達したとしてその後は何も買えないのかということそうではなくて、その一部を売った場合は、その空いた分の枠がまた利用できるというのが、今回の改正です。

なお「成長投資枠」としては、この1,800万円のうちの1,200万円までが使えることになっています。

②スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

これなかなかないと思いますが、スタートアップ企業に再投資した場合、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度（非課税措置）が創設されます。

今、国が力を入れているのがこのスタートアップで、ここにどんどん投資して成長企業に育てていきたいとの思惑です。アメリカのユニコーンのような純資産総額10億ドル以上の会社を早期に作りたいとの考えがあって、税制面でもバックアップしようということです。

そのため一定の非課税措置といいますか、税制上の優遇策を設けますので使ってくださいということです。ここは皆様にあまり関係が薄い話かと思いますが、この程度とさせていただきます。

③極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

次は「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」です。これもさほど多い事例ではないのですが、興味がありそうなテーマですので、少しお話させていただきます。

これは「1億円の壁」とか言われている事例ですが、これはどういうことかといいますと、通常、所得税は、超過累進税率により所得が増えれば増えるほど適用される税率が高くなっていく構造になっています。この構造により所得の再分配機能がある程度果たされているのです。つまり高所得者は税金をたくさん払うことによって、国に還元する形で所得の再分配機能が果たされ

ているわけです。

ちなみに所得税の最高税率は 45% ですが、これに住民税 10% がかかってきますので、個人所得課税は最高で 55% になる構造です。

そうなるはずなのですが、所得が 1 億円を越えると、逆に負担率が下がっていく統計結果が一方で出ているのです。本来であれば、右肩上がりで所得税負担も増えていくはずなのです。この構造であれば、しかしながら、実際統計を取ってみると、1 億円越えると逆に税負担が下がっていく結果が出ているのです。

「これはどういうことだ。おかしいじゃないか」ということですが、なぜこうなるのかというと、所得税は株式譲渡益などについては超過累進税率ではなく、他の所得と分離して 20.315% (住民税含む) の一定税率で課税されるのです。そのため年間所得が 1 億円を越えると、所得に対する税負担率が低くなる現象が起きてくる場合があります。

所得税は超過累進税率ですので、今申し上げたように所得が増えれば増えるほど高い税率が適用されるのですが、それは所得税の中の総合課税に分類されるものだけが超過累進税率が適用され、その他のものは別計算されるので、そういうことが起きてくるのです。

例えば給与、年金、不動産収入といったものは基本的には全部合算して、それを基に税率表にあてはめて計算しますが、株式譲渡益等の一部の所得については、それらと分けて計算することになっています。

その一部の所得というのが、株式や投資信託の売却による譲渡所得や不動産売買による譲渡所得で、これらは給与所得等とは分けて別計算されることになっていて、一律 20.315% の低い税率が適用されるのです。

通常、所得が非常に高い方は、大体は給与だけではなく株などで儲けられている方が多いので、株の売買による所得割合が増えていくと、全体的な税率もこの 20% に近くなっていく現象が起きるわけです。税の負担率が下がっていくのです。

それは本来の所得税の持つ累進課税の趣旨からしておかしいのではということで、今回改正が入りました。

今回の改正により、所得が 30 億円を越える超富裕層への課税が強化されることになります。国内で大体 200、300 人ぐらいの方が、30 億円を越えるらしいのですが、それらの方にとって課税強化となります。

ただ、給与はほとんどなくて株だけという方は、恐らく 10 億円ぐらいで、この増税にかかってくるのではないかと思います。

④「空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例の拡充」

次は空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除特例の拡充です。

これは空き家が増えていっていることが、今や社会問題だということで、これに対して固定資産税の負担を重くするなどの税制面での対策が取られていますが、これとは別に、数年前にできた「空き家の譲渡に関する税制」について、今回改正が入ったということです。

どういったものかという、被相続人が亡くなった、その方が住んでいた家が昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震の建物で、そこに 1 人で住んでいたが、今後その家に住む人がいない。そういう状態で相続が起きた時の話です。

この家は昔からある古い家で、購入時期も取得価格も分からない、誰ももう住まないとなった時、相続人は通常その家売って換金を試みるわけですが、その時、譲渡所得税として譲渡収入の 20% が税金となると、「税金は払いたくない」ということで、空き家の処分をためらってしまう。そういう問題がこれまであった。そこへの配慮ということで、相続財産の空き家に関して 3,000 万円の控除制度ができました。

現状の規定では、この空き家を取り壊して売るか、もしくは耐震基準を満たした形にリフォームして売るか、そのどちらかで売却すれば、1 人あたり 3,000 万円の所得控除ができます。この規定を活用すれば、所得税はかからなくなる可能性が結構あります。

今もこの規定はありますが、今回若干改正が入りました。現状では、建物を取り壊して売りますが、取り壊し費用が多額である。あるいは耐震基準を満たすような形で建て直さなければならない。しかしながらそんなことはあまりされていないようです。

ですからほとんどの場合は取り壊すでしょうが、その取り壊し費用が多額で、この制度の利用がなかなか難しいというのが現実でした。そこで、売ってしまった後で買主が取り壊す場合も認めますという改正が、今回入ったのです。

ただ買主が取り壊す場合でも期限があります。改正案では、売買契約に基づいて買主が譲渡の日の属する年の翌年の 2 月 15 日までに取り壊すとなっています。つまり確定申告がスタートする 1 日前までに取り壊しを行った場合、この特例が使えるとしました。

売主からすれば、買主が 2 月 15 日までに取り壊してくれるかどうかで所得税が大きく変わってきますので、今後売買契約書にどのように記載されるのかはわかりませんが、事と次第によっては問題になるかもしれません。それはそうとして、そういった規定が入って少し使いやすくなったということです。

あともう一つ改正点があります。現状、空き家を相続して売った人 1 人当たりにつき 3,000 万円控除が使えるとなっています。では空き家の家を相続した人が 2 人だったら 1 人当たり 3,000 万円ですので、2 人合計で 6,000 万円控除になります。3 人だったら 9,000 万円控除になります。これは非常にメリットが大きい。1 億円の家を売っても 3 人であればほぼ非課税で売れるということです。

そういったことで、これを使った節税対策をされた方が結構多くいらっしゃると思うので、今回、

相続人が3人以上の場合は1人あたりの控除額は2,000万円に引き下げられました。

3. 資産課税

①相続税、贈与税の改正

一昨年あたりから、いろいろな経済雑誌にも取り上げられ、「生前贈与ができなくなる」と表紙に書かれたものを散見されたのですが、もちろん生前贈与ができなくなることはありません。贈与は民法でも規定されていて無くなるわけではありませんが、税制の面から生前贈与がしにくくなるとの話がこれまで出ていたのです。

昨年の令和4年度の税制改正でこの改正が入ってくるのではないかと考えていたのですが、昨年は見送られて、今年に改正が入ってきたということです。

昨年の段階では、まだ生前贈与分が相続税に加算される期間が何年になるかが分からなくて、現状は3年ですが、それが5年、7年あるいは10年になるのかということで、この持ち戻し期間が長くなればなるほど相続税の負担が重くなりますので、できる限り改正になる前に生前贈与を多めにというような話を、昨年にはさせていただいていました。なお、今回の改正は来年1月からの適用ですので、今年はまだ従来通りでの生前贈与は可能です。

②相続時精算課税制度の見直し

今回の相続贈与関係での改正は大きく分けて2つです。まず1つ目は「相続時精算課税制度の見直し」です。

これはサプライズ改正だったのですが、そもそも「相続時精算課税制度」とは何かということから整理してお話します。

現状、贈与（税）の制度は2つです。「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」ですが、ほとんどの方は簡単な暦年課税制度を使われています。これは110万円まで無税で贈与できます。

もう1つの「相続時精算課税制度」は読んで字のごとく、相続時に精算して課税を行うというもので、生前の贈与に贈与税は課税されません。ただし2,500万円を越える贈与は、その越えた部分に対して一律20%の税金を取りあえず払います。そういう制度です。

では相続が起きた時はどうするかというと、生前贈与した財産すべてを、贈与時の値段で相続財産に加算して相続税を計算します。そして算出された金額から、先に払った20%分の税金を控除して相続税を納めます。

つまり生前贈与しても相続税の計算時には全てが足し戻されるのです。ですから節税対策には効果がないのです。そのためこれまでほとんど使われなかったのです。

そしてもう一つ厄介なことは、税務署に「相続時精算課税制度をこれから使います」という届けを出さなければならないのですが、この届けを出すと、その後は暦年課税には戻れないのです。

このことも不利になるということでこの制度を利用する人は少なかったのです。

それともう 1 つ。この制度を選択した場合、その後は少額の贈与でも全部申告しなければならないのです。1 万円とか 5 万円の少額であっても、申告しなければならなかった。非常に手間のかかる制度でしたので、そのこともあり利用は浸透しなかったのです。

一方、「暦年課税」は年間 110 万円までは非課税ですが、それを超えると贈与額が増えれば増えるほど高い税率が適用される超過累進課税になります。

なお「暦年課税」には一般税率と特例税率の 2 つがあつて、親から子への贈与であれば、税率が低い特例税率が適用されます。

また亡くなる前 3 年以内の贈与は相続財産に全て持ち戻されます。そういう仕組みになっています。

③相続時精算課税制度の見直しの内容は

では「相続時精算課税制度」のどこが見直されたかという点、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税について、課税価格から 110 万円を控除できることになりました。これは画期的な改正で「相続時精算課税制度」にも基礎控除を認めるということです。

具体的にはこの制度を選択すると、例えば 1,000 万円を贈与した場合、2,500 万円までの特別控除枠がありますので、この年の贈与税はゼロです。その次の年 3 万円贈与したとしてもゼロです。ただし申告はしてくださいとなっています。今年は 5,000 円贈与したとしても贈与税はゼロです。申告は要ります。贈与の全てを申告して、それを基に相続税に加算していく制度です。非常に使いづらい。

これが今回の改正で、例えば 1,000 万円贈与した場合、2,500 万円以下ですので贈与税はゼロ。ただし申告は必要です。その翌年、翌々年またその翌年はそれぞれ 110 万円までの基礎控除枠がありますので、それ以下の金額であれば贈与税もゼロですし、申告も不要になります。

さらに相続時に過去の贈与分は足し戻しをしなくてもいいとなりました。110 万円控除も併せて使えるということになりましたので、非常にメリットが大きい税制に変わったといえます。

ですから今後どちらを選択したらより有利なのかは非常に難しいところです。今はほとんどの方が暦年課税贈与を選択されていますが、今後は変わっていくのではないかという印象をもっています。

「相続時精算課税制度」の改正の 2 つ目は、相続時精算課税適用者が親から贈与により取得した一定の不動産を、その贈与時から亡くなるまでの間に、災害等によって例えば焼失した場合の取り扱いです。そのような一定の被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算は、その贈与時における値段からその災害によって受けた被害の部分を控除した残額となります。

少し分かりにくいのですが、相続時精算課税制度を選択すると将来の相続時に過去に贈与した金額を足し戻すわけですが、火事で燃えたというような場合は、これまでは全て贈与した時の値段で相続税を計算しなければならないとなっていたのです。

つまり現物が無いのに相続税だけ課税されることになっていた。そこに今回改正が入り、その被害部分は控除して再計算できるという改正です。これは不動産だけに限りますが、こういう改正が行われます。

④暦年課税における相続前贈与の加算の見直し

次は暦年課税における相続前贈与の加算の見直しです。

現行では、例えば親に癌が見つかったといった時に、相続税もかなりかかりそうだとすれば駆け込みで贈与されるケースが結構あるかと思われます。しかし、相続時の3年以内の贈与分は、相続財産に戻して相続税を計算することになっています。

この現行3年の持ち戻し期間が、今回改正されることになりました。5年、7年、10年と色々な議論があったのですが、諸外国の税制も参考にして7年に決まりました。ドイツの生前贈与加算期間は10年、フランスは15年、アメリカは全期間です。そういったことを参考に、今回7年で落ち着いたということです。ですからこれからは7年前までの生前贈与分は全て相続時に足し戻すことになります。

通常、相続税の税務調査では、預金の移動について指摘を受けることが圧倒的に多いのが実情です。預金の過去の履歴の中で変な入出金がないかを調べるのです。例えば5年前に150万円の振込があったが、これはどこに行ったのか、何に使われたのかといったようなことを徹底的に洗い出すのです。

引き出された預金が何かに使われたのか、どこに行ったのかが分からないということであれば、課税も難しいのですが、大体は親族間で金が動いているケースが圧倒的に多いようです。例えば昨日100万円引き出されて、その2日後に子の通帳に100万円入っていた場合、これは親から子に資金移動があったとして課税対象になります。そういった形で預金の動きを調べるのが通常です。

ですから、税理士も相続税の申告時にはそういうことにならないように、預金通帳を大体5～10年分ぐらいはお預かりさせていただきます。配偶者の方の通帳もお預かりします。お子さんお孫さんの通帳も見させていただくこともあります。相続税の調査が入ると、こういったところを調べられますので、あらかじめしっかり調査させていただきます。通常であれば大体5年間分ぐらいが多いですが、財産が多い方は、銀行は大体過去10年まではマイクロフィルムで保存していますので、過去10年間の調査をさせていただきます。ですから生前から過去の預金の履歴を整理しておくことも非常に大事になってきます。

今回持ち戻し期間が3年から7年に延びたということですが、その内容を見ますと、改正は令和6年1月からの適用となります。ですから、今年中の贈与は3年で、これまで通りです。

では来年以降どうなるのかと言うと、令和8年12月31日までは3年です。令和9年以降の相続に関しては生前贈与加算期間が延びていき、令和9年12月31日までにお亡くなりになれば、最長で過去4年分の贈与分は加算されます。その後も同様に1年ずつ延びていきます。ですから来年の1月1日以降に贈与した金額は加算期間にこれから入っていくということです。ということで贈与による節税対策をこれまでされてきた方にとって、今後は少しやりにくくなります。それもそうですが、贈与したら7年以上は生きてもらわないと困るといった話です。

ここで気を付けていただきたいのは、「相続または遺贈により財産を取得した者が」が、その対象になるということです。ここは非常に大事な部分です。つまりお孫さんはここには入ってきません。今回のこの改正に、孫は一切関係ないのです。ただ孫でも、例えば生命保険の受け取りになっていたとか、遺言によって財産を受けるとか、そういったことがあれば、この規定にかかってきます。

あくまでもこの規定の対象は、「相続または遺贈によって財産を取得した人」です。ですから、場合によっては法定相続人であっても、財産を一切受け取らないのであれば適用されません。例えば長男には生前に多額の生前贈与をしているので、相続財産は渡さないということであれば、この規定は適用されません。そういった場合は足し戻しの対象外です。そこは使い分けをしながら対策を進めていくということかと思います。

あともう一つは今まで3年だったのがプラス4年して7年になりましたが、この延びた4年間については合計100万円控除が認められることになっています。これは事務負担の軽減を考えた結果だと思っています。ですから今後4年間については控除できますが、それを越えれば生前贈与加算してくださいということです。

今後の対策のご提案としては、まず相続税が将来それほどかかりそうにない方はどちらでもいいのですが、「相続時精算課税制度」を選択されると税務署に手続きを取らなければならないので、その分手間がかかります。ですからこれまでどおり暦年贈与でいいのではないのでしょうか。

しかしながら相続税がしっかりかかる人にどのようなご提案をすればいいのかいうと、非常に難しい。まだ若くて結構財産をお持ちの方は、今までどおり暦年贈与をしっかり使っていただいていいのかと思います。

逆に、ご年配の方でそこまで財産もなくて毎年110万円だけ贈与されている場合は、「相続時精算課税制度」を今後は使っていってもいいのかなと思います。ここはケースバイケースで考えていくところかと思います。

4. 消費税

①消費税（インボイス）制度の概要

続きまして消費税ですが、いよいよ今年の10月からインボイス制度が導入されます。これによってインボイスがないと消費税が高くなる可能性がでます。そういう話です。

平成27年度税制改正時からこのインボイス制度導入の話は出ています。というのは軽減税率の8%の話が出てきたのが平成28年度税制改正で、その時に10%と8%の複数税率はややこしいので、インボイスを導入しようということだったのですが、結局は何年か先ということになり、ここにきてようやくスタートするということです。

まずインボイスについて簡単にもう一度ご説明をさせていただきます。

消費税の計算構造は、売り上げがあってそれに対して消費税がかかります。一方で仕入れとか経費にも消費税がかかりますので、基本的には「入り」と「出」の消費税の差額を事業者が納める仕組みです。製造業、メーカーが消費税を納めて、卸売業が消費税を納めて、小売業がまた消費税を納めて、そして最後に消費者がそれらを負担しているという形です。

各事業者は、仕入れや経費を払う時に消費税も払います。これを仕入れ税額と言います。それを売り上げ時にかかる消費税から差引くことを仕入れ税額控除と言います。インボイスの話をするとき必ず出てくるのがこの仕入れ税額控除です。

現行でもそうですが、この仕入れ税額控除は消費税を払っているのが当然認められるべき計算なのですが、ただこれには要件があって、一定の書類を残しておかないと、支払った消費税は仕入れ税額控除できない規定になっています。ですから請求書は残しておいて、帳簿にもそのことの記載がないといけません。

あと基本的なポイントとしては、基準期間の売上げは2年前とってください。そして2年前の消費税にかかる売上げが1,000万円以下の事業者は、消費税の納税義務は免除されます。ここが厄介なのです。これは消費税が導入された時からある制度ですが、小規模零細企業は、消費税を預かっているのに納めなくていいのです。免税事業者です。法律的に認められていて、消費税を騙し取っているわけではありません。

次、売り上げが1,000万円を越えて5,000万円以下の事業者は、仕入れ税額控除は簡易課税制度も選択できるとなっています。

通常、仕入れ税額はこれまで払ってきた消費税ですから、例えば700円で仕入れた時の消費税は70円ですが、こういったものを全部集計して、それを売り上げから差し引くことになっているのですが、簡易課税制度を選択した場合はその集計をしなくてもいいのです。書類も残しておかなくてもいい。仕入れ税額控除として40%から90%の「みなし仕入れ率」を使って計算できるのです。ちなみに不動産業であれば40%です。大体これぐらいかかるであろうという率が設けています。いちいち消費税を集計しなくていい形になっています。

最後、仕入れ税額控除を受けるためには一定の事項が記載された帳簿と請求書等を保存しなけ

ればならないとなっています。

今年 10 月からインボイス制度が導入されますが、ではこのインボイスとは何かといいますと、請求書と思っていただいて結構です。今現にある請求書にいくつかの記載事項が増えたものです。簡単に言えば、通常の請求書に登録番号と消費税の内訳が書かれているのがインボイスです。

今、請求書と言いましたが、納品書でも仕入れ明細書でも o k です。あるいは請求書と納品書をあわせてインボイスとしてもいい。取りあえず 6 項目の必要記載事項を全部載せている書類一式があればインボイスとして認められます。今後、仕入れ税額控除を行う場合にこのインボイスが必要になってきます。

こういった項目がなぜ必要かという、軽減税率が導入されたからです。8%と 10%の複数税率が日本でも適用されて結果、結構複雑になったのです。

本来であれば軽減税率を適用した時から導入したかったのですが、時期がずれてこの 10 月からインボイス制度が始まることになりました。

このインボイス（請求書）を交付できるのは消費税を払っている事業者だけです。ですから免税事業者や小規模事業者などで消費税を払ってない事業者は、そもそもインボイスを仕入れ先に渡せません。渡せないとなるとどうなるか。仕入れ先から「あなたのところのインボイスが把握できないから今後は取引をやめます。消費税の負担が増えるから」という話になりかねません。これが行き過ぎると下請法とか独占禁止法とか建設業法とかで違反になる可能性はありますが、結果的には小規模零細企業を市場から排除してしまう恐れが出てきます。こういったことが今回のインボイスの導入により起こりかねません。

今インボイスの登録がどんどん進んでいますが、今年 10 月からのインボイス事業者として登録するには、今月末までに申請してくださいとこれまでなっていたのですが、思うように手続きが進まなかったのが今回延長され、ぎりぎりの 10 月 1 日直前までに出せば認めますよということになりました。

なお一定の経過措置があつて、免税事業者からの仕入れに関しては、取りあえず向こう 3 年間は 80%控除が認められることになっています。

以上が今現状のインボイス、消費税制度の概要です。

②改正概要

ではどのような改正が入るのかですが、まず小規模事業者に対する納税額に係る負担が軽減される措置が講じられます。

簡単に言うと、免税事業者で消費税を払っていない事業者が、今後の取引を考えて消費税を納める事業者になる場合は、しばらくの間、売上げの 20%を消費税として納めればよいとしたのです。小規模事業者の負担に配慮した税制が加わりました。

つまり、先ほど簡易課税制度として今は「みなし仕入れ率」が 40%から 90%となっていますが、今後しばらくは 80%認めるとしたのです。消費税の負担率は 2 割にしますということです。ただこれは 3 年間だけです。これによって課税事業者になりやすくしたというのが 1 つ目です。

2 つ目は「中小事業者等に対する事務負担の軽減措置」です。

これは売上げが 1 億円以下の事業者については、1 万円以下の取引にインボイスは要らないとしました。6 年間の経過措置です。

通常 1 円でも 2 円でも消費税を預かる場合はインボイスが必要ですが、小規模事業者に対しては、負担を軽減するという意味で、1 万円以下の支払いとか飲食代であれば、インボイスは要らないとしました。ただし帳簿にだけは書いて下さいとしました。

次はどの事業者でもそうですが「少額な返還インボイスの交付義務の見直し」です。

これは何かと言うと、振込手数料を引いて払う場合が結構あるかと思います。これは実質的な値引きになります。この値引きも本来であればインボイスが必要ですが、しかしさすがにそれは手間がかかり過ぎるということで、これも 1 万円以下のその種の値引きについてはインボイスは不要としました。これは実務に配慮した改正です。

以上が消費税の改正内容です。

5. マンションの相続評価について

最後に、まだ改正にはなっていませんが、マンションの相続評価について税制改正大綱でも今回言及がありましたので、その話をしておきます。

去年の 4 月にマンションの評価についての最高裁判決がありました。簡単にその内容をご紹介しますと、平成 21 年に 90 歳の人がマンションを 2 棟買った。東京と神奈川に合計 14 億円の物件です。借入額は 10 億円。この人が 3 年後に亡くなられた。遺族が相続税を計算したところ、マンションが約 3 億 3,000 万円、その他に 7 億円の財産をお持ちだった。一方借入金が 10 億円あったので、結果、基礎控除等を差し引くと、この人にかかる相続税はゼロ円になったのです。

3 年前は財産 7 億円があったので、本来なら 7 億円に対して相続税が課税されるはずだったのですが、マンションを買うことによって、結果相続税がゼロになったのです。

遺族は法令、通達どおりに評価をしたのですが、税務署による税務調査が入った結果、「この評価はおかしい」ということで、更正処分を下し、本来このマンションは 12 億 7,000 万円で評価すべきということで、結果 2.4 億円の追徴課税されることになったのです。

現行の評価方法は、不動産等の相続税を計算する時は、マンション建物部分は固定資産税の評価額をそのまま使いますが、マンションの敷地部分は、まずマンション全体の敷地を評価して、それに持ち分割合を掛けて計算していきます。

事例のマンションも基本的には通達どおりに計算した結果、評価が大きく下がったのですが、

これはあまりにもやり過ぎだ、酷すぎるということで、税務署が更正処分を打ったのです。通達通りに計算したのですが、ひっくり返ったということです。

それはなぜか。国税には伝家の宝刀と言われる規定があります。財産評価基本通達の6項に書かれている「総則6項」ですが、ここには「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価格は、国税庁長官の指示を受けて評価する」となっています。

これはなかなかすごい規定で、年に1件、2件使われるかどうかのレベルのものです。ですからよほど時でないと思われません。単に評価が下がったからといってすぐにこれを使うというようなものではありません。

しかしながら今回は見過ごせないいろいろな事情があったのです。その中の1つが、3年前に不動産を借り入れて購入していますが、この時の銀行内部の稟議書に「相続税対策のために借り入れを起こす」という記載があったのです。こういった税金を逃れるような資料も見つかって、そういったことから国税は、「相続税の負担を不当に軽減させる結果となる」との判断をして、鑑定評価で相続税評価を出したということです。この国税の判断を最高裁は認める判決を出したのです。

この判決を受けて、今回の税制改正でもこの問題を取り上げられました。大綱からその一部を抜粋しますと、「マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価とが大きく乖離しているケースが見られる。現状を放置すれば、マンションの相続税評価が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要もある。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する」となっています。

既にそれに関する委員会が作られ、議論が行われている最中で、相続税の具体的な評価についての通達の改正を今後いろいろ進めていくことになるかと思います。

ただ一方でいろいろな議論があって、そもそも今一番問題になっているのはタワーマンションです。このタワーマンションは最上階では何億円もの価格となっていますが、ただ相続での評価はかなり低くて、今の規定でいくとかなりの乖離があるのも事実です。

この乖離問題はタワーマンションだけに限らず、中低層を含めたマンション全体にも及ぶ話です。評価に関しては様々な議論が出されていますし、またその一方で、市場への影響も配慮すべきとの声もあって、なかなか難航しそうなテーマですが、何らかの新たな評価方法が今後出てくるのではないかと思います。

ということで、私のお話は終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(終わり)

《資料 1》 NISA 制度の抜本的拡充・恒久化

- 「資産所得倍増」「貯蓄から投資へ」の観点から、NISA制度について、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とします。
- 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）については、年間投資上限額を120万円に拡充します。
- 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」については、年間投資上限額を240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とします。
- 非課税保有限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とします。

【～令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40 万円		120 万円
非課税保有期間	20 年間		5 年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2037年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし



【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120 万円		240 万円
非課税保有期間 ^(※1)	制限なし(無期限化)		同左
^(※2) 非課税保有限度額 (総枠)		1,800 万円	※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)
			1,200 万円(内数)
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 ^(※3) [※安定的な資産形成につながる投資商品に絞込む観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

- (※1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
- (※2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。
- (※3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。